会社に手を貸す高木証言

「保安軽視」具体的に検討せず

十一・九裁判の第四十九回公判が、六月十日午後一時から、福岡地方裁判所の三〇一号法廷で開かれ、高木治男三池新労組合長に対する原告側の反対尋問と、谷端一信元三池労組副組合長に対する被告側の反対尋問が行なわれました。法廷では、会社の責任逃れに手をかす高木証人の反労働者的行為が浮きぼりとなり、荒尾市緑ケ丘の三井の社宅跡地を百三十六坪も取得して、土地成金以上の豪邸を建てていることも暴露されました。以下、高木証言の要点を紹介します。

方針について

問　本件に、会社側証人として出廷することに、良心の抵抗や心の痛みを感じませんでしたか。

答　協定内容を正しく理解してもらうために証人となった。

問　会社側を利することになりますが、遺族やCO患者から異議は出ませんでしたか。

答　執行委員会で了解を得ている。

問　三池新労の運動方針は「生産性の向上に協力して、利益のあがった分については労働者の利益も向上させる」とあるが、利益がなければ補償の要求はやらないのですか。

答　会社が倒産すれば、補償もできない。

保安について

問　生産をあげるためには保安が手抜きされる場合があると思いますが、その後、死亡災害はなくなりましたか。

答　保安の向上に努力している、なくさなければならない。

問　本件災害以降、百二十八人もの労働者の生命が奪われていますが、生産性の向上で会社が利益をあげるためには、やむを得ないと思っていますか。

答　昔からみれば保安は向上しつつある。やむを得ないとは思っていない。

問　あなた方の申し入れ書では、本件災害は『生産優先による保安の軽視が原因』と書いてありますが、具体的にどのような保安の軽視があったのですか。

答　具体的内容については検討していない。

問　第三次合理化が原因のように書いてありますが。

答　第三次合理化が直結しているとは認識していない。

問　原因の究明について、『不正きわまる無計画な運営』とはげしく非難されていますが、どのようなことですか。

答　救急体制の混乱や、遺体収容の問題などを指していると思う。

問　そんなことが、不正きわまる運営ですか。

答　具体的には記憶していない。

責任について

問　責任の追及についても書いてありますが、法的責任についてはどうなさいましたか。

答　法的責任は鉱山保安監督局や、警察で調査していた。われわれは、所長や鉱長などの社内での道義的責任を追及した。

問　これだけ大量の被災者を出しながら、所長や鉱長の首のすげかえだけで、告訴とか告発など、法的にできる責任の追及は行なわれなかったのですか。

答　法的には警察や鉱山保安監督局がやっている。

問　原因の究明を徹底的にやると書かれてありますが、どんなことをやられましたか。

答　全炭鉱を通じて調査した。国もやったが大きな事故であり、学者の中でもはっきりした結論が出ず、不可能に近い。

問　会社から説明があったと思いますが、ダイナマイト説について聞いていますか。

答　聞いていない。

問　霜出保安部長の説については……。

答　記憶していない。

不服について

問　CO患者障害認定について、新旧のバランスをとるとはどういうことですか。

答　四十一年十月治癒認定後、患者から早く障害申請をしてくれとの要求があり、申請はしたが、当時、労災審議会において労災法の見直し中であり、結論が出たら全員見直すとの約束で、暫定的に十二級と十四級を受けた。同じ坑道、同じ職場において、ガスの量もあまりかわらない場合、体力に少しの差はあっても障害の程度にはそう差はないと、均衡を保つよう要求した。

問　治癒認定、障害認定について、不服はありませんでしたか。

答　専門医の診断は正しいと信じている。

問　会社に要求書を出す場合、もちろん、遺族やCO患者の意見も聞くわけですね。

答　遺族やCO患者の声を聞き、執行委員会で検討し、中央委員会で確認して行なう。

問　遺族の弔慰金については、いくら要求したのですか。

答　トップ交渉の際、三役に一任してくれということだったので、知らない。

問　組合の要職にありながら、知らないのですか。

答　三役に任せてくれというので任せた。あとでも聞いていない。

問　三池労組の遺族やCO患者が裁判を起こしたとき、新労の遺族やCO患者から、自分たちもやりたいという声はありませんでしたか。

答　抜本的協約を結んだ当事者として、法的に争うのは信義に反する。そのような声はなかった。

（「ウソ、ウソ」と傍聴席から多数の声）

問　もし裁判で結論が出たら、同じ額を取ってやる。といってしりぞけたのではないですか。

答　そんなことはありません。

（「ウソ……」と前より大きな、多数の声）

問　では要求しないのですか。

答　要求するかどうかわからない。結果をみて検討する。

豪邸について

問　この写真は遺族の住んでいる社宅と、証人の家ですが、まちがいありませんか。

……ここで被告側高島代理人から「本件とは関係ない」と異議の申し立てが行なわれました……

裁判長　「異議を却下します。尋問をつづけて下さい」

答　まちがいありません。

問　登記簿を見ると土地百三十六坪を、昭和五十二年二月九日、三井開発から購入とありますが、いくらで買ったのですか。

答　坪五万七千円だった。

問　このようにりっぱな家を建てて、遺族の生活を思うと、心の痛みを感じませんか。

答　どういうことですか。（声を荒げて）

問　遺族の生活を確立すると運動方針で決めていますが、残された遺族にも、このような家を建てられるよう要求していく気持はありますか。

答　そんな気持はない。

× ×

このように高木証人は、都合の悪いことは知らない、記憶にないなどと答え、「ロッキード事件の灰色高官と同じだ」と憤りの声が渦まきました。

谷端証人については、次回（七月十五日）引きつづいて尋問が行なわれますので、証言内容はその後まとめて紹介します。

なお、今回より裁判所の構成がかわり、篠原裁判長から麻上裁判長に交代しました。

行政訴訟を断念

再発認定、裁判闘争に結集

再審請求却下問題

三月十日付けで中央労働審査会が通知した、十一・九CO患者の障害認定再審査請求の却下について、原告団で討議をかさねてきましたが、①組合側医師団の見解が無視されている。②申請者のなかには軽作業にもつくことができずに、入院をくり返している者や、病状悪化のため死亡している者もいる。③労災法の抜本改正をめざして裁判を闘っており、合併症認定や認定基準の改正のためにも、行政訴訟で闘うべきだ。という意見が集約され、五月三十一日の役員会議で確認されました。

その後、六月五日に再審査請求者の全体集会が開かれ、三池労組中原書記長から、経過と今後の方向について次のような説明がありました。

「組合としては行政訴訟をやるという立場で、金子先生や藤本弁護士と個別にあい意見を求めたが『障害認定の最終決定には、金子先生も加わった四人の専門医師団の意見が採用されており、不満はあってもこれをくつがえすようなキメ手になるものがない「困難性がある」との見解であり、討論の結果次の点を確認しました。

① 全員却下は非常に不満であるが、行政訴訟は断念する。

② 今後、病状悪化者の再発認定診断書をつくることができない。また、治癒認定時の障害の状態により審査をされるため、その後の病状の変化は対象にならないなど、中央審査会の不当裁決をくつがえすようなものがない。

「困難性がある」との見解であり、討論の結果次の点を確認しました。

① 全員却下は非常に不満であるが、行政訴訟は断念する。

② 今後、病状悪化者の再発認定診断書をつくることができない。また、治癒認定時の障害の状態により審査をされるため、その後の病状の変化は対象にならないなど、中央審査会の不当裁決をくつがえすような

との説明に対し参加者のなかからは、「スジを通すためチャンピオンでも争いをつづけるべきだ」との意見も出されましたが、専門家である金子先生、藤本弁護士が

③ どうしてもやりたいと希望する人の提訴権は認め、対応については組合執行部と話し合っていく。

また集会では、裁判闘争の経過と問題点についての説明や、班会議の強化について問題提起もあり、当面、六月十日の第四十九回公判に全力を集中することを意志統一して終りました。

（この項、原告団事務局）

＊　＊

山野の慰霊祭に参加して

遺族会　永江美由紀

昭和四十年六月一日の山野炭鉱ガス爆発で二百三十七人の労働者が殺されてから、十八年目の命日にあたります。

今年も、遺族たちは夕闇せまる六時に慰霊碑の前に集まりました。勤務先から作業衣のままかけつけた人、黒い喪服の人、高台にあるために、五十二段の石段が苦しそうな年配の方の姿もあります。作家の佐々木博子さんも北九州市からかけつけていました。

雑木林だった裏山はきり開かれて、公園にかわりつつありますが、石手に小さく見えるボタ山は忠隈炭鉱の跡だろうか。行くたびに姿を消していくボタ山に一抹の淋しさを感じ、三池闘争のあと『石炭斜陽』の名のもとに合理化、災害、閉山と衰退の一路をたどった筑豊の歴史をかいま見る思いがします。

そしてその犠牲者たちは、今も重荷を背負って生きているのです。

三池と山野は、姉妹ヤマとしてお互いに命日だけは忘れまいと約束して今年も参加しました。

三池の原告団として大牟田から持参の供花をあげ、提訴いらい十年を越してなお闘う三池の立場からあいさつしました。

山野の場合、十年目に刑事で有罪判決があり、これをうけて五十三年六月十日民事訴訟提訴。三年半後の五十六年十二月十七日和解が成立。

あれから一年半、今も三井に対する怒りを忘れぬ遺族たちです。

良人の、息子の、位牌を守り香華を絶やさぬものの、年老いてこそ思いはひとしおつのるもの、長年の苦労がたたってか病弱者も増えているとか……。

「元気でいて下さいよ。そして来年もここで会えますように」と幾度も幾度も確かめ合って散っていく遺族たちでした。

慰霊祭のあと平社宅の竹下さん宅をはじめ各家をまわって、仏さま参りをすませ、入院中の初代会長・水城スミエさんを労災病院に見舞いました。

一昨年十一月九日、三池の抗議集会に参加され、本社へのデモのさい、「三池の二の舞はするな、生かしておくな」と伝令をとばしたというのはここなのかと、山野の怒りをぶちまけておられましたが、六十九歳で病にはかてず点滴をうけていました。

かつて四十年九月、会社の攻撃と闘い、遺族会を結成したときの初代会長となった闘士ですが、再起できるだろうかと、うしろ髪をひかれる思いで冷水峠を越しました。

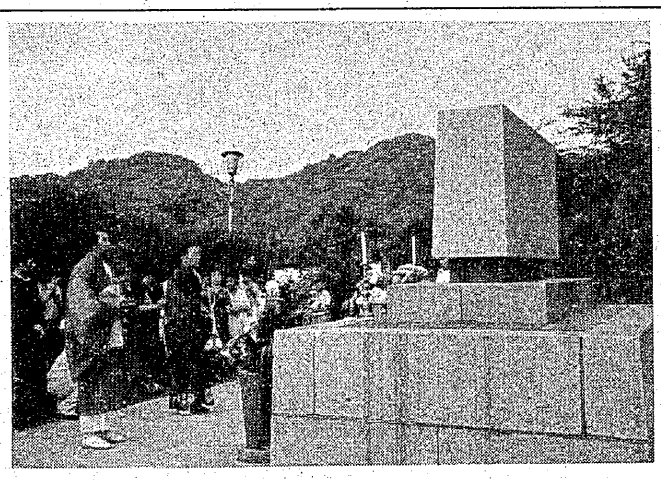

山野炭鉱遺族会は、裁判勝利和解解決ののち、昭和57年3月第7回総会をもって解散したが、自主慰霊祭は永遠に行なわれたという。（6月1日慰霊祭で）